

公益財団法人東京エムオウユウ事務局定款

第1章 総則

- 第1条 (名称)
- 第2条 (事務所)
- 第3条 (目的)
- 第4条 (事業)
- 第5条 (事業年度)

第2章 資産及び会計

- 第6条 (財産の種別)
- 第7条 (財産の管理)
- 第8条 (事業計画及び収支予算)
- 第9条 (事業報告及び決算)
- 第10条 (借入金の制限)
- 第11条 (公益目的取得財産残額の算定)

第3章 評議員

- 第12条 (定数)
- 第13条 (選任及び解任)
- 第14条 (任期)
- 第15条 (報酬等)

第4章 評議員会

- 第16条 (構成)
- 第17条 (権限)
- 第18条 (開催)
- 第19条 (招集)
- 第20条 (決議)
- 第21条 (報告の省略)
- 第22条 (議事録)

第5章 役員及び会計監査人

- 第23条 (種類及び定数)
- 第24条 (選任等)
- 第25条 (理事の職務及び権限)
- 第26条 (監事の職務及び権限)
- 第27条 (会計監査人の職務及び権限)
- 第28条 (任期)
- 第29条 (解任)
- 第30条 (報酬等)
- 第31条 (顧問)

第6章 理事会

- 第32条 (構成)
- 第33条 (権限)
- 第34条 (開催)

- 第35条 (招集)
- 第36条 (決議)
- 第37条 (報告の省略)
- 第38条 (議事録)
- 第7章 定款の変更及び解散
 - 第39条 (定款の変更)
 - 第40条 (解散)
 - 第41条 (公益認定の取消し等に伴う贈与)
 - 第42条 (残余財産の帰属)
- 第8章 組織及び運営
 - 第43条 (事務局)
 - 第44条 (書類及び帳簿の備置き)
 - 第45条 (許認可等)
- 第9章 公告の方法
 - 第46条 (公告の方法)
- 第10章 補則
 - 第47条 (委任)

附 則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京エムオウユウ事務局（英文名「TOKYO MOU SECRETARIAT」（略称「TMS」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アジア太平洋地域における寄港国検査（以下「PSC」という。）の地域協力に関する合意（以下「東京MOU」という。）に基づき行われる基準不適合船を排除するための諸活動を支援する事業を行い、海上航行の安全及び海洋環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東京MOUに基づく事務局の運営
- (2) PSCに係る職員の研修等の企画及び実施
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

3 第1項の事業は、東京MOUに参加する寄港国検査当局で構成される会合の要請に従い行う。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の基本財産
- (2) 基本財産として寄付された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとし、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理)

第7条 この法人の資産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) キャッシュ・フロー計算書（作成する場合に限る。）
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号まで及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(借入金の制限)

第10条 この法人は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、資金を借入れてはならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における

公益目的取得財産残額を算定し、第44条第1項第8号の書類に記載しなければならない。

第3章 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。評議員選定委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員

としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員には、各事業年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第4章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するときは、開催日の前日までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 残余財産の処分
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- （報告の省略）
- 第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。
- （議事録）
- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

（種類及び定数）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。
- （選任等）

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。

4 監事は前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を文書をもって請求することができる。ただし、その請求が第2条に規定する主たる事務所に到達した日から5日以内に、その請求が到達した日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

5 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

6 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

7 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書(作成する場合に限る。)を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 3 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(顧問)

第31条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 4 顧問に対する報酬は、理事会の決議により別に定める。
- 5 顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、理

事の互選により、議長の職を担うものを決定する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 評議員会の目的である事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第4項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会を招集するときは、開催日の前日までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 組織及び運営

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の運営及び組織に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 主たる事務所には、法令で定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 事業計画書及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 貸借対照表及び財産目録
- (6) 監査報告及び会計監査報告
- (7) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- (9) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (10) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (11) 理事及び監事並びに評議員の履歴書
 - (12) 職員の名簿及び履歴書
 - (13) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第8号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- (許認可等)
- 第45条 第8条に規定する事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 第9条第1項に規定する事業報告及び決算の書類については、毎事業年度の終了後3カ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。
- 2 この法人の公告は、次に掲げる事項について行う。
- (1) 貸借対照表
 - (2) その他この法人の運営において必要な事項

第10章 補則

(委任)

- 第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記の日に就任する最初の代表理事(理事長)、その他役

員及び会計監査人は、別紙1 最初の役員等名簿記載のとおりとし、同日に就任する最初の評議員は別紙2 最初の評議員名簿記載のとおりとする。

別紙1 最初の役員等名簿

最初の代表理事（理事長）	中崎郁夫
最初の理事	愛川展功
最初の理事	石橋幹夫
最初の理事	大羽純昭
最初の理事	小島茂
最初の理事	篠原正人
最初の理事	角洋一
最初の監事	稲田吉也
最初の監事	土井征一郎
最初の会計監査人	鈴木善也

別紙2 最初の評議員名簿

今津隼馬
岡野良成
今義男
成瀬進
平林茂
藤野正隆
山本圭吾